機 関 誌 執 筆 規 程

（平成９年 10 月 25 日制定）

１．投稿資格者は、京都外国語大学、京都外国語短期大学の専任教員及び国際言語平和研究所（以下「研究所」という。）の客員研究員、嘱託研究員のみとする。ただし、依頼原稿で機関誌編集委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた場合は、この限りではない。

２．依頼原稿とは、次の場合をいう。

（１）機関誌を特集号として編集、刊行する際、既に優れた実績を有する学外の研究者に、委員会が原稿の執筆を依頼した場合

（２）本学の卒業者で非常勤講師として勤務している、将来に優れた業績を期待し得る研究者に、委員会が学科推薦を受けて原稿の執筆を依頼した場合

（３）優れた実績を有する本学職員に、委員会が原稿の執筆を依頼した場合

３．原則として、『研究論叢』は語学、文学関連分野等の、『COSMICA』は地域研究及びその他の関連分野等の機関誌とする。

４．原稿は、未発表の学術論文又は学術資料に限る。なお、原稿の分類、配列は（１）研究（２）資料・翻訳（３）研究ノートとする。

５．原稿の採否は、すべて委員会が決定する。なお、原稿は採否にかかわらず原則として返却しない。

６．原稿は、本学機関誌原稿執筆要領に従って執筆された完全原稿でなければならない。ただし、専門分野によって縦組みを必要とする場合は、縦書き原稿とする。

７．原稿の掲載は、当該年度の投稿論文数、その他の事情により次号に繰り越す場合がある。その場合は、委員会は投稿者に連絡し協議するものとする。著しい長文及び特殊印刷の場合、委員会は、執筆者との協議を通じ、内容の変更を求めることができる。

８．原稿の編集著作権（翻案権）は本学に属し、著作を電子化して公開利用等に供することができる。

９．原稿の体裁の統一、活字の指定、記載順序の決定等は委員会において行なう。

10．校正は執筆者に依頼するが、期限内に返送しなければならない。

11．執筆者には抜刷 50 部を進呈する。それ以上の部数を必要とする場合には、執筆者の自己負担とし、必要な部数を投稿締切日までに申し込まなければならない。

12．原稿申し込み期限は７月 31 日、原稿提出期限は９月 30 日とする。ただし、『研究論叢』が年２回刊行される場合、２回目の投稿申し込み期限は１月 31 日、原稿提出期限は３月 31 日とする。

13．原稿の提出先、校正原稿の返送先は研究所とする。

14．この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会で決定する。

15．この規程の改廃は、委員会の議を経て、これを行う。

附　則

１．この規程は、平成 15 年７月３日から施行する。

２．本規程の施行により、機関誌投稿規程（昭和 34 年４月１日、平成６年４月１日）は廃止する。

附　則

この規程は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 22 年４月１日から施行する。

（平成 15 年７月３日改正、平成 17 年４月 14 日改正、平成 22 年２月 25 日改正）